発言順位	13 番

一般質問発言通告書

下記事項について質問をしたいので、会議規則第５１条第１項の規定により通告します。

令和２年６月９日

三島市議会議長　大房　正治　様

三島市議会議員　４番　　土屋　利絵　㊞

質問事項１	市民の命を守る三島市の取り組みについて

具体的内容

新型コロナウイルス感染症の影響で、私たちの生活や働き方の根本からの転換が訪れそうです。

私たちは、安全を守ろうとすれば、一時的に自由や経済活動を制限していかなければならない、そのことを肝に銘じながら、命を守るという何よりも大切なものを念頭に置き、すべての政策を決定していくことが必要だと考えます。そして、これから限りあるお金をどこにかけていくことが有効で必要なのか、この判断が非常に重要です。これから感染症の第２波、第３波の発生も想定される中で、以下について伺います。

1　三島市の今後の財政運営について、どのような考え方を持っているか。

2　経済を回復させていくために、どのような取り組みを行うのか。

3　市内で感染症が発生した時の医療救護体制はどうなっているのか。

4　三島駅南口東街区再開発についての協議、調整の状況はどうなっているのか。

5　様々なオンラインのシステムを、一人暮らしの高齢者などが使えるようにするための取り組みについての見解はどうか。

6　学校の授業等のオンライン化に向けての見解はどうか。

質問事項２	今年の大雨に備えて、ハザードマップを活かしていくために

具体的内容

これから、夏が近づきますと、昨年を上回る大雨が降ることを想定しておく必要があります。三島市では新たに外水浸水区域に指定された地域があります。これは南の地区に限ったことではなく、大場川沿いなど、三島市全体のかなりのところが含まれております。

対象区域に住んでいる皆様が、ご自分が浸水区域や土砂災害警戒区域に指定されたことを、まずは知らなければなりません。大雨が予想される時、自ら情報を取りに行き、本当に危険な場合には早めの避難をしなければならないということを、市民の方々がわかっているかということが大切です。これは、ハザードマップを配っただけ、説明書を配っただけではなかなか理解していただけません。そこで、以下について伺います。

1　新しいハザードマップを使って、浸水区域に指定された地域にお住まいの皆様に周知するための説明会が必要と考えるがどうか。